

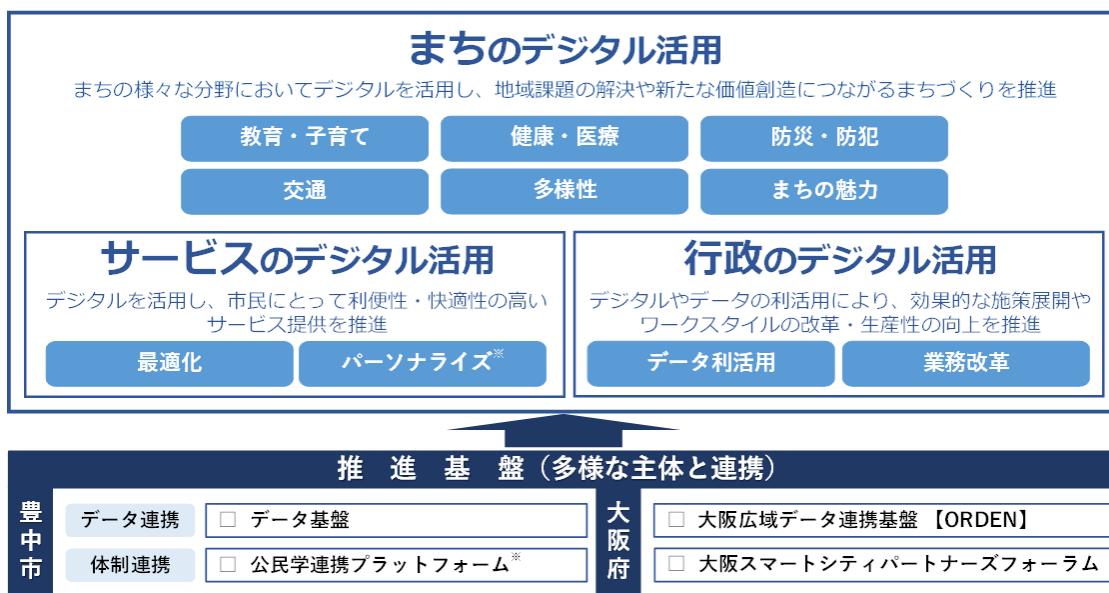
**令和 8 年度豊中市デバイド対策運営事業に関する
業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領**

令和 8 年（2026 年）1 月

豊中市 都市経営部 デジタル戦略課

1 業務目的

本市では、令和2年度（2020年度）より「とよなかデジタル・ガバメント戦略」に基づきデジタル化を推進し、令和5年度（2023年度）からは後継戦略である「とよなかデジタル・ガバメント戦略2.0」に基づき、まちづくりや暮らしのあらゆる場面にデジタルを実装し、浸透させることにより、地域課題を解決しつつ、まちの機能・魅力の向上を図り、豊かな市民生活・地域社会が形成されているまちを目指した取組みを推進している。



(とよなかデジタル・ガバメント戦略2.0抜粋)

このようにデジタル・ガバメントの取組みを推進する一方、デジタルに不慣れな方に対するサポートの必要性が高まっており、本市では地域ITリーダー（ボランティア）による無料のパソコン・スマホ相談や、市内各校区でのスマホ相談会を開催（令和7年7月末まで本市職員が実施。令和7年8月から令和8年3月末までの期間については、公募型プロポーザルにより事業者を選定したうえで、委託事業者により実施）するなど、デジタルに不慣れな方をサポートする「デジタル・デバイド対策」にも力を入れている。

本業務は、「デジタル・デバイド対策」事業の一環として、市内各校区で実施しているスマホ相談会の運営および開催を委託するものである。

2 業務概要

（1）業務名

令和8年度豊中市デバイド対策運営事業に関する業務

（2）業務内容

別紙「令和8年度豊中市デバイド対策運営事業委託仕様書」による

(3) 委託業務期間

契約締結日から令和 9 年(2027 年)3 月 31 日まで

(4) 提案上限額

6,738 千円((消費税及び地方消費税を含む。)

3 参加資格

本案件に参加できる者（複数の者で構成する共同体として参加する場合は、共同体を構成する全ての者）は、企画提案書等の提出期日において、下記のすべての要件を満たす者とする。なお、企画提案書提出後において要件を満たさなくなった場合は参加を認めない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 本市から豊中市入札参加停止基準(平成 7 年 6 月 1 日制定)に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(平成 24 年 2 月 1 日制定)に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 公租公課の滞納がないこと。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

4 スケジュール

※いずれも令和 8 年（2026 年）

- (1) 実施要領の公表 1 月 7 日（水）市ホームページに掲載
- (2) 質問事項の締切 1 月 20 日（火）17 時 15 分まで（必着）
- (3) 質問事項への回答 1 月 23 日（金）市ホームページに掲載
- (4) 提案参加申込書の提出 2 月 3 日（火）17 時 15 分まで（必着）
- (5) 辞退届の提出期限 2 月 10 日（火）17 時 15 分まで（必着）
- (6) 企画提案書等の提出期限 2 月 10 日（火）17 時 15 分まで（必着）
- (7) 第一次審査（書類審査） 2 月 13 日（金）
※応募事業者が 4 者以上の場合のみ実施
- (8) 第二次審査（プレゼンテーション） 2 月 20 日（金）
※当日の時間・場所等は、第一次審査終了後、第一次審査の合否とともに通知
- (9) 審査結果の通知 2 月 24 日（火）以降
- (10) 契約の締結 2 月 24 日（火）以降

5 参加表明手続

本プロポーザルに参加を希望する者は、下記のとおり手続きを行うこと。

- (1) 提出書類

提案参加申込書(様式第1号)

(2) 提出部数

1部

(3) 提出方法

①紙で提出する場合

「14 事務局(提出先)」へ持参(月～金曜日(祝祭日は除く)9時～17時15分)又は郵送。

郵送の場合、事務局に対し電話連絡にて提出書類の到達について確認すること。

②データで提出する場合

「14 事務局(提出先)」へメールにて提出。

事務局に対し電話連絡にて提出書類の到達について確認すること。

(4) 提出期限

令和8年(2026年)2月3日(火)17時15分まで(必着)

※提出期限内未到着の場合は、応募(参加)を無効とする。

6 質疑応答等

本実施要領及び別紙「令和8年度豊中市デバイド対策運営事業委託仕様書」の内容に不明な点がある場合は、下記のとおり質問を行うこと。

(1) 様式

質問書(様式第7号)

(2) 内容

質問内容は、提出に必要な事項に限定する。

(3) 提出方法

「14 事務局(提出先)」へ電子メールで提出すること。なお、事務局に対し電話連絡にて質問票の到達について確認すること。

電子メールの件名は、「令和8年度豊中市デバイド対策運営事業委託に関するプロポーザルに係る質問」とする。

(4) 提出期限

令和8年(2026年)1月20日(火)17時15分まで(必着)

(5) 回答方法

令和8年(2026年)1月23日(金)に、市ホームページに公開する(個別での回答は行わない。)

(6) その他

電話や来庁など質問書以外による質問は受け付けない。

7 企画提案書等の作成について

参加者は、本実施要領及び別紙「令和8年度豊中市デバイド対策運営事業に関する業務委

託仕様書」に基づき、下記のとおり本案件に関する企画提案書を作成すること。

(1) 内容

No	提出書類	内容・留意事項	様式
1	企画提案書類 提出届		様式 第2号
2	会社概要	・令和8年(2026年)1月1日時点の状況を記載すること。	様式 第3号
3	業務経歴書	・これまで自治体等において類似する業務を請け負った実績について記載すること。 ・業務期間について、完了したものは委託契約締結日から業務完了日までの期間とし、現在実施中のものは委託契約書に記載された業務期間を記入すること。	様式 第4号
4	業務実施体制 調書	・本業務の取組み体制を記入すること。 ・役割の欄には本委託業務における担当分野や業務内で担う役割を記入すること。 ・業務実施組織図には、企画提案提出時の業務実施組織図を記入すること。また、図中に本業務を受託した場合の担当窓口を記入すること。	様式 第5号
5	管理者及び担当者の業務実績調書	・類似業務の実績、内容を記入すること。	様式 第6号
6	提案書 (A4判)	・企画提案は1者1案とする。 ・内容は、別紙「令和8年度豊中市デバイド対策運営事業委託仕様書」を熟読の上、次の事項を盛り込むこと。 ① 提案の全体概要 ・別紙「令和8年度豊中市デバイド対策運営事業委託仕様書」の内容と一致するように記載 ② 業務遂行スケジュールと管理体制 ・実施スケジュール及び管理体制 ・本業務を円滑かつ効率的に遂行するための手法 (市の業務負担軽減策) ③ その他提案 ・別紙「令和8年度豊中市デバイド対策運営事業委託仕様書」に示す以外で提案したい内容、他社と差別化できる特に提案したい内容(見積書で提示の額以外に費用が掛かる場合は、金額を明示すること。)	任意
7	見積書	・本プロポーザルにおける提案の見積価格	各社

No	提出書類	内容・留意事項	様式
			独自
8	入札参加停止措置等状況調書	・公募日から過去3年以内の処分歴等を記入すること。	様式 第9号

(2) 企画提案書の注意点

- ① 提出書類の規格はA4判片綴じとする。(縦書き・横書き、片面・両面の指定なし)
- ② 提案書は30頁以内とする。(表紙及び目次は含めない。)
- ③ 文字は10.5ポイント以上とし、フォントは任意とする。
- ④ 表紙には以下の事項を記載すること。
 - 【タイトル】令和8年度豊中市デバイド対策運営事業に関する業務提案書
 - 【提案者名】○○会社
- ⑤ 企画提案書のページ下部にはページ番号を付すること。
- ⑥ イラスト、イメージ等の使用も可能とするが、難解な用語の使用、表現は避け、わかりやすい記載に努めること。
- ⑦ 企画内容は、提案者が確実に実現できる範囲で記載すること。

8 見積書

参加者は、本実施要領及び別紙「令和8年度豊中市デバイド対策運営事業委託仕様書」に基づき、下記のとおり見積書を作成すること。

(1) 様式

- ① A4判様式任意、内訳を記載すること。
- ② 見積書には以下の事項を記載すること。
 - 【宛名】豊中市 都市経営部 デジタル戦略課
 - 【タイトル】令和8年度豊中市デバイド対策運営事業に関する業務見積書
 - 【提出年月日】令和8年(2026年)○月○日

9 企画提案書等の提出について

(1) 提出方法

- ① 紙で提出する場合

「14 事務局(提出先)」へ持参(月～金曜日(祝祭日は除く)9時～17時15分)又は郵送。
郵送の場合、事務局に対し電話連絡にて提出書類の到達について確認すること。
- ② データで提出する場合
 - ・提案事業者ごとのBoxフォルダにファイルをアップロード
 - ・提出書類の追加や分割提出を認めていないことから、提出書類一式をzipファイルにまとめ、提出すること。

- ・提案参加申込書に記載されたメールアドレスに Box の招待 URL を送付
※令和 8 年(2026 年)2 月 5 日 (金) 17 時 15 分までに送付するので、
メールが届かない場合は事務局まで確認すること。

(2) 提出期限

令和 8 年(2026 年)2 月 10 日(火) 17 時 15 分まで(必着)

※提出書類の不足又は提出期限内未到着の場合は、応募（参加）を無効とする。

(3) 提出部数

①紙で提出する場合

1. 企画提案書類提出届：1 部
2. 企画提案書：5 部（正本 1 部、副本 4 部）
3. 見積書：5 部（正本 1 部、副本 4 部）

②データで提出する場合

1. 企画提案書類提出届：1 部
2. 企画提案書：1 部（正本 1 部）
3. 見積書：1 部（正本 1 部）

(4) 企画提案書等の提出における注意点

- ① 提出書類の分割提出は認めない。また提出後の提出書類の訂正、追加、及び再提出も認めない。
- ② 提出書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とする。
- ③ 提出された企画提案書は提案者に無断で使用しないものとする。ただし、受託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- ④ 提出書類はいかなる場合でも返却しない。

10 選定方法

(1) 審査方法

- ① 市職員で構成する評価委員会を設置し審査する。
- ② 応募事業者が 4 者以上あった場合のみ、事前に第一次審査(書類審査)を行い、採点順位 3 位以内の事業者のみプレゼンテーション審査への参加ができるものとする。
- ③ 企画提案書及び企画提案書に基づく第二次審査(プレゼンテーション)を行い、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案者を優先交渉権者とする。
- ④ 第二次審査(プレゼンテーション)の結果、全体配点の 50%未満の提案者は、順位が 1 位の場合であっても優先交渉権者としない。
- ⑤ 得点が同じ場合は、評価委員会合議のうえ一本化した審査結果を確定する。
- ⑥ 審査結果についての異議は一切認めない。

(2) プrezentation審査

- ① 日時：令和 8 年（2026 年）2 月 20 日（金）9 時～12 時を予定

- ② 時間の詳細は、プレゼンテーション審査参加者全てに別途連絡する。
発表時間：35分以内（プレゼンテーション15分以内、質疑応答20分程度）
- ③ プrezentationの順序は、企画提案書の提出順とする。
- ④ 企画提案書の内容に変更がなければ、企画提案書を抜粋した資料やサンプル画面を投影しての説明も可とする。ただし、説明時には企画提案書の何ページに記載されている事項かわかるように説明すること。
- ⑤ プrezentationは、本事業に携わる管理者又は担当者が行うものとし、出席者は担当者を含め3名以内とする。
- ⑥ プrezentationは、オンラインも可とする。オンラインを希望する場合は、本市からオンライン会議用ID等を発行するので、プレゼンテーション審査の時間等詳細通知後、希望する旨を連絡すること。

（3）評価項目

項目	配点	備考
1. 企画提案書	65点	<ul style="list-style-type: none"> ・スマホサポーターの募集および採用の計画（募集方法・募集回数・スケジュール・採用予定人數） ・スマホサポーターの養成に関する計画 ・スマホ相談事業運営体制（スマホサポーターのシフト管理等） <p>※令和8年4月1日からスマホ相談会を開催するできるよう、契約締結日から計画的に・募集・採用・養成を行うことができるか</p> <p>・諸般の事情によりスマホサポーターが派遣できない場合の対応</p>
2. 業務実績・業務体制等	25点	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者、担当者の業務実績と業務執行体制 ・類似する業務の実績 ・本業務を円滑かつ効率的に遂行するための手法 ・実施スケジュールなど
3. 價格	10点	<ul style="list-style-type: none"> ・見積額の妥当性など

※公募開始日から過去3年以内の処分歴がある場合は、処分等の終期から公募日までの経過期間及び処分等の期間の長さに応じて、合計点の概ね5%から10%を減点します。

（4）審査結果の通知と公表

- ① 審査結果は、全ての参加資格を確認した提案者に対して文書で通知するが、審査経過については公表しない。
- ② 優先交渉権者となった提案者にはその旨を、他の提案者には選外になった旨を通知する。

- ③ 審査結果の通知は、令和 8 年(2026 年)2 月 24 日以降を予定している。
 - ④ 審査結果の通知後、市のホームページにおいて結果公表を行う。公表内容は次のとおり。
 - ・優先交渉権者の名称、採点結果の合計点及び提案額
 - ・選定理由
 - ・全提案者の名称、採点結果の合計点(提案者と採点結果の対応関係は記載しない。)
 - ・選定委員の氏名
- ※応募が 2 者であった場合は、次点者の採点結果の合計点は公表しない。

1.1 提案者の失格

以下のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提案内容に虚偽の記載を行った場合
- (2) 提出期限までに提案書類の提出がない場合
- (3) 提出書類に不備がある場合(提出書類の追加や分割提出も認められません。)
- (4) 企画提案書受領から契約締結日の間に、豊中市から指名停止措置を受けたもの
- (5) プレゼンテーション審査に欠席した場合
- (6) 提案に関して談合等の不正行為があった場合
- (7) 選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合
- (8) 見積金額が提案上限額を超えた場合
- (9) 見積金額が 0 円だった場合
- (10) 他の提案者と応募提案の内容について相談を行ったとき
- (11) 選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示したとき
- (12) その他、募集要項の内容に違反した場合
- (13) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

1.2 契約の締結

- (1) 契約交渉は、優先交渉権者と行い、交渉が合意に至った後、企画提案書の提案内容を基に、豊中市と協議の上、業務内容等を確定し、その提案者と随意契約を締結する。なお、当該提案者との契約交渉が不調に終わった場合は、次点の提案者と契約交渉を開始する。
- (2) 審査の結果、優先交渉権者として選定された場合であっても、提案に虚偽の記載又は重大な瑕疵等があった場合や、「3 参加要件」に抵触するに至った場合は、選定を取り消すことがある。また、契約後に仕様書に記載された内容が遵守されない場合にも、同様に決定を取り消すことがある。
- (3) 本業務の受託者は、豊中市財務規則（昭和 46 年市規則第 13 号）に基づき、契約保証

金の納付又は履行保証契約の締結を行うこととする。(受託者が同規則第 110 条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く。)

1 3 留意事項

- (1) 本企画提案に係る費用は、豊中市は一切負担しない。
- (2) 評価委員会の構成員、参加者名簿等の内容についての質問は一切受け付けない。また、異議申し立ては認めない。
- (3) 優先交渉権者が、「3 参加資格」で記載された資格を失った場合又は「11 提案者の失格」により失格となった場合は、次点獲得者を受託候補者とすることがある。
- (4) 企画提案書等の作成にあたっては、著作権等第三者の権利に対する侵害のないよう十分留意すること。もし、これらの問題が生じても、豊中市は一切の責任を負わない。
- (5) 提案参加申込書の提出後に本案件への参加を取り下げる場合は、速やかに事務局まで連絡するとともに、参加辞退届(様式第 8 号)を文書で豊中市長あてに提出すること。なお、取り下げによる不利益な取り扱いはしない。
- (6) 企画提案書類の著作権は、本業務の提案募集の審査結果が確定するまでの間は提案者に帰属する。提出書類等は事業者選定にのみ利用し、他の目的には使用しない。また、企画提案書類等は、豊中市情報公開条例(平成 13 年豊中市条例第 28 号)に定めるところにより、公開される場合がある。

1 4 事務局(提出先)

〒560-0022 豊中市北桜塚 1 丁目 4 番 1 号 NTT 西日本豊中ビル 6 階

豊中市 都市経営部 デジタル戦略課 企画推進係

T E L : 06-6858-2669

F A X : 06-6853-5732

E-mail : digital@city.toyonaka.osaka.jp